

「芳賀・宇都宮東部地域公共交通活性化協議会」会長の選出について

本協議会の委員については、任期が2年度以内となっており、令和4年度から再任の方を含め新たな委員構成となったところであるが、会長の選出については、規約第5条第1項により互選となっている。